

指定短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(香川県指定 第3771100264号)

大川広域行政組合
さざんか荘特別養護老人ホーム

1 事業の目的と運営方針

当事業所では、居宅サービス計画に基づき、その利用者の尊厳を保持し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指します。また、職員は、介護保険法（平成9年法律第123号）の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行なうため、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行ないます。

事業所の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を大切にし、地域や家庭との結び付きを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携を図ります。

2 事業者

名 称 大川広域行政組合
所在地 香川県さぬき市津田町津田112番地33
電話番号 0879-42-2740
代表者氏名 管理者 上村一郎
設立年月 昭和45年8月

3 事業所の概要

種類 指定短期入所生活介護
名称 さざんか荘特別養護老人ホーム
所在地 香川県さぬき市大川町田面360番地
管理者氏名 園長 富田久仁
指定年月日 平成12年1月20日
開設年月日 平成12年4月1日
利用定員 指定介護老人福祉施設の空床利用、指定介護予防短期入所生活介護も含めて50人
電話番号 0879-43-0555
FAX番号 0879-43-5878
設備の内容

| 種類 | 居室数 | 備考 |
|--------|--|--------------------|
| 1人部屋 | 12室 | ※従来型個室 |
| 2人部屋 | 19室 | ※多床室 |
| 合計 | 31室 | ※1人当たりの床面積10.65㎡以上 |
| その他の設備 | 医務室、静養室、食堂、機能訓練室 浴室（機械浴、椅子浴、普通浴） 便所（4箇所、ナースコール整備）他 | |

併設事業 介護老人福祉施設（定員50人）
養護老人ホーム（定員100人）、養護短期入所（定員10人）
居宅介護支援、老人介護支援センター
訪問介護 ※介護予防訪問介護相当サービス事業も含む。

通常の事業の実施地域 さぬき市及び東かがわ市

4 職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

| 職 種 | 常勤 | 非常勤 | 職務の内容 |
|---------|----|-----|-----------------------|
| 園長（管理者） | 1人 | － | 職員及び業務の管理 |
| 生活相談員 | 2人 | － | 相談及び援助に関する業務 |
| 介護支援専門員 | 兼務 | 1人 | 施設サービス計画の作成（生活相談員が兼務） |
| 介護職員 | 6人 | 11人 | 介護及び日常生活上の世話 |
| 看護職員 | 3人 | 1人 | 健康管理及び療養上の世話 |
| 機能訓練指導員 | 兼務 | 兼務 | 機能訓練に関する業務（看護職員が兼務） |
| 嘱託医師 | － | 2人 | 健康管理及び療養上の指導 |
| 管理栄養士 | 1人 | 1人 | 栄養管理に関する業務 |
| 調理員 | － | 6人 | 調理に関する業務 |

※指定介護老人福祉施設も兼ねています。

5 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤 務 | 主な勤務時間 |
|------------------|-----|------------------|
| 園長（管理者） | 日勤 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 生活相談員 介護支援専門員 | 日勤A | 午前8時～午後5時 |
| | 日勤B | 午前8時30分～午後5時30分 |
| | 日勤C | 午後9時～午後6時 |
| 介護職員 | 早出 | 午前7時30分～午後4時30分 |
| | 日勤A | 午前8時～午後5時 |
| | 日勤C | 午前9時～午後6時 |
| | 遅出 | 午前9時30分～午後6時30分 |
| | 夜勤 | 午後3時15分～翌午前8時45分 |
| 看護職員 機能訓練指導員 | 日勤A | 午前8時～午後5時 |
| | 日勤B | 午前8時30分～午後5時30分 |
| | 遅出 | 午前9時～午後6時 |
| 嘱託医師 | 週1回 | 午後1時～午後2時30分 |
| 管理栄養士 | 日勤A | 午前8時～午後4時45分 |
| | 日勤B | 午前8時30分～午後5時15分 |
| | 日勤C | 午前9時15分～午後6時 |
| 調理員 | 早出A | 午前6時30分～午後3時 |
| | 早出B | 午前6時45分～午後3時15分 |
| | 日勤A | 午前8時30分～午後5時 |
| | 日勤B | 午前9時15分～午後5時45分 |
| | 遅出 | 午前9時45分～午後6時15分 |

6 サービスの内容及び利用料金

(1) サービスの内容

①短期入所生活介護計画の作成・変更・決定

当事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画（ケアプラン）の内容を踏まえ、短期入所生活介護計画の原案作成のために必要な調査等を行ないます。作成された短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明を行ない、同意を得た上で決定します。短期入所生活介護計画は、利用者及びその家族等の要請に応じて、変更があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議して変更します。変更された場合には、利用者等に対し、書面を交付し、内容の確認をしていただきます。

②居室の提供

利用者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定します。但し、感染症発生等の緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

③食事

当事業所では、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を、管理栄養士の立てる献立表により提供します。

利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をしていただくことを原則としています。希望により、居室での食事も対応できます。

(食事時間の目安)

| 朝食 | 昼食 | 夕食 |
|------------|----------|---------------|
| 午前8時から45分間 | 正午から45分間 | 午後5時30分から45分間 |

(1食当たりの金額)

| 朝食 | 昼食 | 夕食 |
|------|------|------|
| 365円 | 540円 | 540円 |

※準備の都合上、中止できない場合もありますので、ご相談下さい。

④入浴

入浴又は清しきを週2回以上行ないます。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤排せつ

排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

⑥送迎

お住まいと事業所との間の送迎を行ないます。

※利用料金：片道につき1,840円（介護保険適用時の自己負担額は184円）

⑦相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行ないます。

⑧機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑨健康管理

嘱託医師、看護職員が連携し、健康管理を行ないます。

⑩服薬管理

看護職員により、服薬管理を行ないます。但し、夜間等の看護職員不在時は、嘱託医師又は看護職員の指示のもと、介護職員が取り扱う場合もあります。

⑪その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床できるよう援助します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう援助します。

適切な整容を行ない、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。

教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行ないます。

⑫主な年間行事

| | | | |
|-------|-------|--------|------------|
| 4月上旬 | 花見会 | 11月上旬 | 文化祭 |
| 5月中旬 | おやつ作り | 11月中旬 | コスモス見学 |
| 6月初旬 | 菖蒲見学 | 12月中旬 | イルミネーション見学 |
| 7月7日 | 七夕祭り | 12月24日 | クリスマス会 |
| 8月初旬 | 夏祭り | 1月上旬 | 新年会 |
| 9月中旬 | 敬老会 | 1月中旬 | 新春輪投げ大会 |
| 10月上旬 | ミニ運動会 | 2月3日 | 節分 |
| 10月上旬 | おやつ作り | 3月3日 | ひな祭り |

⑬主な月例行事

- ・カラオケ練習
- ・誕生会

⑭主なレクリエーション活動

- ・ぬり絵
- ・書道

(2) 利用料金

①介護保険給付対象サービス

指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料 (多床室)

(単位: 円/日)

| 区分 | 利用料 | | 滞在費 | 食費 (1日当たり) | 利用者 負担額 | |
|---------------|-------------|-------------|-----|---------------|------------|-------|
| | サービス 利用料 | 負担額 (1割) | | | | |
| 基準 費用 額 | 要介護1 | 6,030 | 603 | 915 | 1,445 | 2,963 |
| | 要介護2 | 6,720 | 672 | 915 | 1,445 | 3,032 |
| | 要介護3 | 7,450 | 745 | 915 | 1,445 | 3,105 |
| | 要介護4 | 8,150 | 815 | 915 | 1,445 | 3,175 |
| | 要介護5 | 8,840 | 884 | 915 | 1,445 | 3,244 |
| 第1 段階 | 要介護1 | 6,030 | 603 | 0 | 300 | 903 |
| | 要介護2 | 6,720 | 672 | 0 | 300 | 972 |
| | 要介護3 | 7,450 | 745 | 0 | 300 | 1,045 |
| | 要介護4 | 8,150 | 815 | 0 | 300 | 1,115 |
| | 要介護5 | 8,840 | 884 | 0 | 300 | 1,184 |
| 第2 段階 | 要介護1 | 6,030 | 603 | 430 | 600 | 1,633 |
| | 要介護2 | 6,720 | 672 | 430 | 600 | 1,702 |
| | 要介護3 | 7,450 | 745 | 430 | 600 | 1,775 |
| | 要介護4 | 8,150 | 815 | 430 | 600 | 1,845 |
| | 要介護5 | 8,840 | 884 | 430 | 600 | 1,914 |
| 第3 段階 ① | 要介護1 | 6,030 | 603 | 430 | 1,000 | 2,033 |
| | 要介護2 | 6,720 | 672 | 430 | 1,000 | 2,102 |
| | 要介護3 | 7,450 | 745 | 430 | 1,000 | 2,175 |
| | 要介護4 | 8,150 | 815 | 430 | 1,000 | 2,245 |
| | 要介護5 | 8,840 | 884 | 430 | 1,000 | 2,314 |
| 第3 段階 ② | 要介護1 | 6,030 | 603 | 430 | 1,300 | 2,333 |
| | 要介護2 | 6,720 | 672 | 430 | 1,300 | 2,402 |
| | 要介護3 | 7,450 | 745 | 430 | 1,300 | 2,475 |
| | 要介護4 | 8,150 | 815 | 430 | 1,300 | 2,545 |
| | 要介護5 | 8,840 | 884 | 430 | 1,300 | 2,614 |

(備考) サービス利用料金は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に定める割合を乗じた額とします。例として自己負担1割を記載しています。

特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合は、看護体制加算は、本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行われるものとします。

指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料（従来型個室）

（単位：円／日）

| 区 分 | 利用料 | | 滞在費 | 食費 (1日当たり) | 利用者 負担額 | |
|-------|-------------|-------------|-----|---------------|------------|-------|
| | サービス 利用料 | 負担額 (1割) | | | | |
| 基準費用額 | 要介護 1 | 6,030 | 603 | 1,231 | 1,445 | 3,279 |
| | 要介護 2 | 6,720 | 672 | 1,231 | 1,445 | 3,348 |
| | 要介護 3 | 7,450 | 745 | 1,231 | 1,445 | 3,421 |
| | 要介護 4 | 8,150 | 815 | 1,231 | 1,445 | 3,491 |
| | 要介護 5 | 8,840 | 884 | 1,231 | 1,445 | 3,560 |
| 第1段階 | 要介護 1 | 6,030 | 603 | 380 | 300 | 1,283 |
| | 要介護 2 | 6,720 | 672 | 380 | 300 | 1,352 |
| | 要介護 3 | 7,450 | 745 | 380 | 300 | 1,425 |
| | 要介護 4 | 8,150 | 815 | 380 | 300 | 1,495 |
| | 要介護 5 | 8,840 | 884 | 380 | 300 | 1,564 |
| 第2段階 | 要介護 1 | 6,030 | 603 | 480 | 600 | 1,683 |
| | 要介護 2 | 6,720 | 672 | 480 | 600 | 1,752 |
| | 要介護 3 | 7,450 | 745 | 480 | 600 | 1,825 |
| | 要介護 4 | 8,150 | 815 | 480 | 600 | 1,895 |
| | 要介護 5 | 8,840 | 884 | 480 | 600 | 1,964 |
| 第3段階① | 要介護 1 | 6,030 | 603 | 880 | 1,000 | 2,483 |
| | 要介護 2 | 6,720 | 672 | 880 | 1,000 | 2,552 |
| | 要介護 3 | 7,450 | 745 | 880 | 1,000 | 2,625 |
| | 要介護 4 | 8,150 | 815 | 880 | 1,000 | 2,695 |
| | 要介護 5 | 8,840 | 884 | 880 | 1,000 | 2,764 |
| 第3段階② | 要介護 1 | 6,030 | 603 | 880 | 1,300 | 2,783 |
| | 要介護 2 | 6,720 | 672 | 880 | 1,300 | 2,852 |
| | 要介護 3 | 7,450 | 745 | 880 | 1,300 | 2,925 |
| | 要介護 4 | 8,150 | 815 | 880 | 1,300 | 2,995 |
| | 要介護 5 | 8,840 | 884 | 880 | 1,300 | 3,064 |

（備考） サービス利用料金は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に定める割合を乗じた額とします。例として自己負担1割を記載しています。

特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合は、看護体制加算は、本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行われるものとします。

※各種加算料金（職員の雇用状況により対象加算が変わります。）

| | | |
|-----------------|--------|--|
| 療養食加算 | 80円/回 | 医師の指示に基づく療養食を提供した場合 (1日3食を限度) |
| 看護体制加算(Ⅰ) | 40円/日 | 常勤の看護師を1名配置している場合 |
| 看護体制加算(Ⅱ) | 80円/日 | 看護職員の数が、常勤換算方法で2以上であり、かつ指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置している場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 220円/日 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 180円/日 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 60円/日 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合 |
| 緊急短期入所受入加算 | 900円/日 | 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定 |

(備考) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか若しくは両方を加算します。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを加算します。

基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として13.6%を乗じた単位数を算定します。

なお、各種加算については、利用者又はその家族等の同意を得てから算定を開始します。

※減算の適用

| 減算名 | 内 容 |
|----------------|--|
| 長期利用者に対する減算 | 同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、連続して30日を超えて31日～60日まで、指定短期入所生活介護を受けている場合は、1日につき30単位(300円)を所定単位数から減算します。 |
| | 同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、連続して61日以降も指定短期入所生活介護を受けている場合は、引き続き1日につき30単位(300円)を所定単位数から減算します。 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。 |
| 業務継続計画未策定減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。 |

※利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更が合った場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更する事由について、変更を行なう1月前までにご説明します。

②介護保険給付対象外のサービス

| 内 容 | 金 額 |
|--|--|
| 特別な食事の提供（厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準による。） | 実費 |
| 香川県さぬき市又は東かがわ市以外の地域に居住する利用者の送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） | 香川県さぬき市又は東かがわ市を超えた地点から居住地まで片道1キロメートル当たり20円 |
| 理美容代 | 実費 |
| サービス提供記録等に関する複写物の交付 | 1枚につき10円 |
| 利用者の希望により、教養・娯楽、レクリエーション等に伴う費用 | 実費 |
| 指定短期入所生活介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適切と認められる費用（おむつ代は除く。） | 実費 |

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに指定口座へ振り込む又は、事業者が指定する方法でお支払い下さい。

| | |
|--------------------------|---------------|
| 株式会社百十四銀行 津田支店 普通預金39620 | |
| 口座名義 | 大川広域行政組合 |
| | 加古川リヤ オカベ 夕ヒコ |
| | 会計管理者 岡部 貴彦 |

7 サービスの利用に関する留意事項

- ・原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。なお、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
- ・利用者の都合により、利用の中止又は変更をする場合は、利用開始日の前日までに申し出て下さい。申し出がなく、利用の中止又は変更をした場合は、当日の利用料金の10%の取消料をいただきます。ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・食事が不要な場合は、前日までに申し出て下さい。
- ・家具、布団、衣類、家電製品（暖房器具を除く。）以外は原則として持ち込むことができません。
- ・現金を居室で管理することは原則認めていません。但し、利用者が現金を管理する必要がある場合は、職員に申し出て下さい。
- ・持ち物には名前を書くようにお願いします。
- ・面会時間は、午前9時から午後8時までとなります。決められた時間以外の面会を希望される場合は、事前に申し出て下さい。混雑を避けるため、できるだけ面会の事前予約にご協力下さい。また、感染症流行時は、面会時間を通常より短縮する場合があります。なお、面会の際、危険物、ペット等の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- ・事業所内は禁煙となっています。喫煙は、屋外の決められた場所で行をお願いします。
- ・他の利用者又は職員等に対する著しい暴言や暴力、ハラスメントが行われた場合は、サービスの利用をお断りすることがあります。
- ・当事業所では、ハラスメント関連法令等に基づき、利用者又はその家族等が、当事業所や職員或いは他の利用者等に対して、
 - 故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合
 - 生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、かつ通常の方法ではこれを防止できないと判断した場合
 - サービス利用に関する助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、当事業所の運営を著しく阻害する行為が認められる場合について、当事業所より改善を希望する旨の申し入れを行ない、それにも拘わらず改善の見込みがなく、適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、事前に文書で通知し、サービス提供の中断及び契約の解約等を行うことがあります。
- ・当事業所内での録音、録画は原則禁止しています。録音等のご希望がある場合は、事前に職員まで申し出て下さい。
- ・医療を必要とする場合は、利用者の希望により、協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。但し、協力医療機関等での優先的な診療、入院治療を保証したり、義務付けたりするものではありません。
- ・嘱託医師の健康管理及び療養上の指導を、週1回（費用は無料）実施します。但し、嘱託医師が必要と認めた場合は医療機関を受診していただきます。（別途費用が必要）

(嘱託医師・協力医療機関)

| | |
|-----|---------------------|
| 名称 | 医療法人社団陶山医院 理事長 陶山玄三 |
| 所在地 | 香川県さぬき市大川町田面7-1-1 |
| 診療科 | 内科、リハビリテーション科 |

| | |
|-----|------------------------|
| 名称 | みろく間嶋医院 院長 間嶋信三 |
| 所在地 | 香川県さぬき市大川町富田西1-2-6-9-1 |
| 診療科 | 内科 |

(協力医療機関・第二種協定指定医療機関)

| | |
|-----|--|
| 名称 | さぬき市民病院 |
| 所在地 | 香川県さぬき市寒川町石田東甲3-8-7番地1 |
| 診療科 | 内科、精神科・心療内科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科 耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科外 |

(協力歯科医療機関)

| | |
|--------|-------------------------|
| 安部歯科医院 | 香川県さぬき市大川町富田西3-0-1-1番地1 |
| 富田歯科医院 | 香川県さぬき市大川町富田中2-1-0-3番地3 |
| 水野歯科 | 香川県さぬき市大川町富田西2-8-5-4番地7 |

8 身体的拘束の適正化のための措置

当事業所では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行なう場合は、具体的な内容について記録をするものとします。また、身体的拘束の適正化を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に対し周知徹底を図り、身体的拘束の適正化のための指針の整備、定期的な研修の実施を行うとともに、必要な措置を行うために担当職員を配置します。

9 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。また、虐待の防止のための指針の整備、定期的な研修の実施を行うとともに、必要な措置を行うために担当職員を配置します。

10 苦情の受付について

当事業所では、苦情への適切な対応により、指定短期入所生活介護サービスに対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が指定短期入所生活介護サービスを適切に利用することができるように支援し、また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進及び事業所の信頼並びに適正性の確保に努めています。

(1) 苦情解決体制

- ・苦情解決責任者 職氏名 園長 富田久仁
- ・苦情受付担当者 職氏名 主任介護職員 塩山千智、主任生活相談員 松村留美
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時30分
- ・電話番号 0879-43-0555

(2) 第三者委員の設置

- ・委員氏名 田村一良
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分
- ・電話番号 0879-43-3178

(3) 苦情解決の手順

①苦情の受付

苦情は、電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

②苦情受付の報告と確認

受け付けた苦情は、苦情受付担当者から苦情解決責任者及び第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く。)へ報告します。

第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。また、必要に応じて、苦情解決検討委員会を開催します。

④その他

施設内に苦情受付ボックスを設置しています。また、直接言いにくい場合や解決がうまくいかない場合等、次の機関でも苦情の受付をしています。

- 福祉サービス運営適正化委員会事務局(高松市番町1丁目10番35号 香川県社会福祉協議会内)
電話番号 087-861-1300
- 香川県長寿社会対策課 施設サービスグループ(高松市番町4丁目1番10号)
電話番号 087-832-3268
- 香川県国民健康保険団体連合会(高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館)
電話番号 087-822-7431
- 高松市役所 健康福祉部介護保険課(高松市番町1丁目8-15)
電話番号 087-839-2326
- さぬき市役所 健康福祉部長寿介護課(さぬき市寒川町石田東甲935番地1)
電話番号 0879-26-9904
- 東かがわ市役所 市民部長寿保健課(東かがわ市湊1847番地1)
電話番号 0879-26-1360
- 大川広域行政組合 庶務係(さぬき市津田町津田112番地33)
電話番号 0879-42-2740

※受付時間は、各機関共通で毎週月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで。

1 1 衛生管理及び健康管理について

当事業所では、指定短期入所生活介護サービスに使用する備品等に対し、定期的な消毒を施す等、清潔が保持できるよう衛生管理に努めます。また、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努め、食中毒や感染症の発生防止及びまん延防止のため、次のような措置を講じます。

- ・食中毒や感染症の発生防止及びまん延防止のための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行なうとともに、必要な措置を行うために担当職員を配置します。
- ・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行ない、その発生を予防するための体制を整備するための担当職員を配置します。
- ・利用者に対する口腔衛生の管理について対応するために、あらかじめ極力歯科医療機関を定めます。

1 2 事故発生、緊急時等の対応について

当事業所では、利用者が安心して指定短期入所生活介護サービスの提供を受けられるよう、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故や緊急事態等が発生した場合は、次のような措置を講じます。

- ・あらかじめ定めている対応方針（緊急対応チャート）に沿って、適切な対応を行います。
- ・速やかに当該利用者の家族や主治の医師等、関係市町及び居宅介護支援事業者等に対して連絡を行ないます。
- ・利用者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定め、受入体制等について、定期的に見直しを行ないます。
- ・事故等の状況及び処置について記録するとともに、事故等の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ・事故発生の防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的に職員に対する研修や訓練を行うとともに、必要な措置を行うための担当職員を配置します。
- ・賠償すべき事態が発生した場合は、速やかに賠償を行なうために次の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|--------------------|
| ○保険種別 | 介護保険・社会福祉事業者 総合保険 |
| ○保険会社 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |

1 3 業務継続計画の策定等について

当事業所では、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定短期入所生活介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、業務継続計画の見直しを行ないます。

1 4 守秘義務について

当事業所では、指定短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏洩しません。（この守秘義務は、契約が終了した後も継続されます。）

15 個人情報の保護について

当事業所では、利用者又はその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大川広域行政組合個人情報保護条例（令和5年大川広域行政組合条例第1号）、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月厚生労働省策定）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月個人情報保護委員会・厚生労働省策定）を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めます。

- ・医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供させていただきます。
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由（サービス担当者会議等）がある場合には、事前に文書にて、その情報が用いられる者の同意を得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用います。

16 業務管理体制について

当事業所では、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者を選任し、適切な業務管理に努めます。

- ・法令遵守責任者 職氏名 園長 富田久仁

17 第三者評価の実施状況について

| 実施内容 | 実施の有無 | 結果の公表 |
|--|-------|-------|
| 利用者等の意見を把握する取り組み (アンケートの実施、意見箱の設置等) | 有 | 無 |
| 指定機関による第三者評価の実施 | 無 | 無 |
| その他機関による第三者評価の実施 (第三者委員への報告、意見聴取等) | 有 | 無 |

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護：さざんか荘特別養護老人ホーム

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供に同意しました。また、事業者との間の介護保険法に基づく契約書第13条の個人情報の保護に関し、事業者が、私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意しました。

利用者住所

氏名

印

家族等住所

氏名

印

※ 本重要事項説明書の内容をご理解ご了承いただいた上で、契約書の締結をご検討下さい。